

○実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程

(平成19年11月7日制定)

改正 平成22年4月14日 平成26年4月1日改正
平成27年3月19日改正 平成29年3月25日改正
2021年5月19日改正 2021年10月20日改正
2022年3月16日改正 2024年3月13日改正
2025年3月19日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、実践女子大学・実践女子大学短期大学部(以下「本学」という。)における公的研究資金の管理及び監査に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号の用語は、当該各号に定めるところによる

- (1) 公的研究資金とは、文部科学省等の公的資金配分機関（以下「配分機関」という。）が研究機関等に配分する競争的研究資金及び公募型研究資金をいう。
- (2) 最高管理責任者とは、本学全体を統括し公的研究資金の運営・管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (3) 統括管理責任者とは、最高管理責任者の指示の下、公的研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者をいう。
- (4) コンプライアンス推進責任者とは、統括管理責任者の指示の下、学部及び事務部門等本学の組織における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者をいう。
- (5) コンプライアンス推進副責任者とは、コンプライアンス推進責任者を補佐する者をいう。

第2章 責任体系

(最高管理責任者)

第3条 本学に、最高管理責任者を置き、学長がこれに当たる。

2 最高管理責任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公的研究資金の運営・管理に関わる全ての教育職員と事務系職員（以下「教育職員等」という。）に対する行動規範を策定する。
- (2) 公的研究資金に係る不正防止の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- (3) 公的研究資金に係る不正防止の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、常任理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。
- (4) 自ら様々な啓発活動を定期的に行い、教育職員等の不正防止に係る意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、統括管理責任者を置き、副学長のうち学長が指名する者がこれに当たる。

2 統括管理責任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公的研究資金に係る不正防止の基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管

理責任者に報告する。

- (2) 公的研究資金の執行に係る規則の明確化及び統一化を図るとともに、本学の定めるマニュアル等の説明資料を整備し、教育職員等に周知する。
- (3) 公的研究費の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な計画を策定・実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、コンプライアンス推進責任者を置き、次の各号の者がこれに当たる。

- (1) 学部長、短期大学部長
- (2) 大学教育研究センター長、大学教職センター長及び短期大学部教育研究センター長
- (3) 大学研究推進機構長
- (4) 研究科委員長
- (5) 常務理事
- (6) その他最高管理責任者が委嘱する者

2 コンプライアンス推進責任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自己が管理・監督する学部、センター、研究推進機構、研究科又は指揮する部署（以下「学部等」という。）における公的研究資金に係る不正防止対策を実施する。実施状況を確認するとともに、その状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、学部等における公的研究資金の運営・管理に関わる全ての教育職員等に対し、第17条に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理する。
- (3) 学部等において、教育職員等が適切に公的研究資金の執行を行っているかモニタリングを行い、必要に応じて改善指導を行う。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 本学に、コンプライアンス推進副責任者を置き、次の各号の者がこれに当たる。

- (1) 学科・課程主任
- (2) 大学附置研究所長
- (3) 専攻主任
- (4) 総務部長
- (5) 財務部長
- (6) 研究推進室部長
- (7) その他最高管理責任者が委嘱する者

2 コンプライアンス推進副責任者の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学科・課程、研究所、専攻、事務部署等の組織レベルにおける公的研究資金に係る不正防止対策を実施する。
- (2) コンプライアンス推進責任者を補佐して、第17条に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の実施及び受講状況の管理を行う。
- (3) 自己が管理監督又は指揮する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第7条 監事は、公的研究資金に係る不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、常任理事会で定期的に報告し、意見を述べ

る。

- 2 監事は、特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、常任理事会等で定期的に報告し、意見を述べる。
- 3 前2項の確認に際して、内部監査室及び研究推進室は、監事と連携するとともに、相互に情報共有と意見交換を行うものとする。

第3章 資金の執行

(公的研究資金の執行)

第8条 公的研究資金の執行に当たっては、教育職員等が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、公的研究資金であることを教育職員等個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないように対応するものとする。

(使用規則の遵守)

- 第9条 教育職員等は、公的研究資金の執行にあたり、使用規則を遵守しなければならない。
- 2 教育職員等研究に携わる者は、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
 - 3 教育職員等は、公的研究資金使用に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等に参加し、公的研究資金の適正な使用等に関する意識の向上に努めなければならない。
 - 4 事務処理に関するマニュアルは、別に定める。

(援助・支援部署)

第10条 公的研究資金に関する教育職員等への援助・支援は、研究推進室がこれに当たる。

- 2 研究推進室は、公的研究資金の申請及び執行に係る事務を分掌する。

(発注・納品検収業務)

第11条 公的研究資金の適正な運用を図るため、公的研究資金による物品購入については、原則として研究推進室が発注及び納品検収を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究の円滑かつ効率的な遂行のため、別途定めるマニュアルに基づき、一定金額以下の物品の購入に限り教育職員等による発注を認める。
- 3 研究推進室は、納品検収に当たり、納品書等と現物を確認の上、納品書等に所定の検収印を押印するものとする。

第4章 不正防止と監査

(不正防止計画)

第12条 研究推進室は、最高管理責任者の指示の下、不正防止計画推進部署として、不正行為を防止するための計画(以下「不正防止計画」という。)に関する、次の業務を所掌する。

- (1) 統括管理責任者とともに不正防止計画を策定し、最高管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止計画に基づき、統括管理責任者とともに本学全体の具体的な不正防止対策を実施し、結果の検証を行う。
- (3) 内部監査の結果等から明らかとなった、公的研究資金の不正な使用を誘発させる要因を把握し、その内容を説明会において公表するとともに、不正防止計画に反映させる。
- (4) 不正防止計画を、本学ホームページ等により公表する。

2 最高管理責任者は、前項第1号により策定された不正防止計画を常任理事会に付議するものとする。

(監査の体制・実施)

第13条 内部監査室は、最高管理責任者の下、公的研究資金の適正使用について監査を行う。

2 内部監査室は、毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制が適切かどうか検証する。

3 内部監査室は、前項に加え、研究推進室との連携を強化し、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

4 監査の実施に当たっては、過去の内部監査やモニタリングを通じて把握された不正発生要因等に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

5 内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人等との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、公的研究資金の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

6 内部監査の結果等は、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、本学全体として不正誘発のリスクが発生しないよう徹底する。

7 内部監査の結果、指摘事項及び改善事項がある場合は、内部監査室は、統括管理責任者に書面により報告を行う。

8 統括管理責任者は、前項の報告を受け、当該教育職員等及び関係部署に対し、効果的な改善を求める。

9 内部監査室は、第7項の指摘事項等について、監事監査規則第7条に定める三様監査連絡会に報告する。

10 内部監査室は、監事及び会計監査人と協議のうえ、研究推進室に対し、効果的な防止計画や再発防止策等を助言するものとする。

11 監査の要領は、本条に定めるもののほか、別に定める「公的研究資金に対する内部監査の取扱内規」による。

(監査結果の公表)

第14条 統括管理責任者は、公的研究資金の適正な執行に関する理解を深めるため、必要に応じて前条に定める監査の結果を公表することができる。

(個別モニタリング等の監査活動)

第15条 内部監査室は、不正行為の発生防止を目的とした個別モニタリング等の監査活動を実施し、公的研究資金の適正な使用に関する点検及び検証を行う。

2 内部監査室は、前項の監査活動を実施するに当たり、研究推進室と連携する。

(管理・監査体制の見直し)

第16条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて管理・監査体制の見直しを行い、統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

第5章 コンプライアンス教育・啓発活動

(コンプライアンス教育・啓発活動)

第17条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究資金の運営・管理に関わる全ての教育職員等を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、対象者の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。
- 4 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス教育の対象者に、その内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究資金の運営・管理に関わる全ての教育職員等に対して、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。
- 5 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究資金の運営・管理に関わる全ての教育職員等に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

第6章 不正行為対応

(不正行為に係る本学の対応)

第18条 不正行為に係る本学の対応は、通報等の受付、調査、認定、是正措置、公表等とする。

- 2 前項の取扱いは、学校法人実践女子学園公益通報に関する規程に即し、次条のとおり扱う。

(通報窓口の設置)

第19条 不正行為に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を総務部内に置く。

- 2 窓口は、統括管理責任者を経て最高管理責任者に速やかに当該通報等の内容を報告しなければならない。
- 3 窓口に通報又は告発をする者及び情報提供をする者（以下「通報者等」という。）を保護するため、通報者等の氏名は秘匿しなければならない。

(不正行為に係る調査)

第20条 この規程に定める不正行為の調査は、予備調査及び本調査並びに再調査とする。

(秘密保持)

第21条 不正行為に係る本学の対応に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 調査の実施に当たり、通報者等の秘密を守るため、当該通報者等が特定されないように十分注意しなければならない。

第7章 予備調査

(予備調査)

第22条 予備調査は、以下のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 通報又は告発を受け付けた場合
 - (2) 第19条第1項の情報提供について、情報提供された内容が実践女子大学・実践女子大学短期大学部教育職員就業規則第35条第1項及び実践女子学園事務系職員就業規則第34条第1項(以下「就業規則」という。)に規定する懲戒事由のいずれかに該当するおそれがあると統括管理責任者が判断する場合又は予備調査の必要があると統括管理責任者が判断する場合
 - (3) 統括管理責任者が、通報等の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき、不正行為の存在の可能性があると判断し、予備調査の実施を命じた場合
- 2 統括管理責任者は、予備調査の対象となった通報等の内容(以下「予備調査対象事案」という。)に係るコンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス

推進副責任者の中から、予備調査を行う者(以下「予備調査担当者」という。)若干名を委嘱する。ただし、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス推進副責任者の中から委嘱することが適当ではないと最高管理責任者が判断するときは、この限りでない。

- 3 予備調査担当者は、通報等に係る書面(情報提供の内容を記録した書面を含む。以下同じ。)又は通報者等からの事情聴取に基づき、不正行為の存在の有無の可能性について調査する。
- 4 予備調査担当者は、必要があると認める場合、予備調査の対象となった者から事情聴取をすることができる。
- 5 予備調査担当者は、予備調査の結果を、統括管理責任者に報告する。
- 6 統括管理責任者は、前項に規定する報告に基づいて、本調査の要否案を策定し、最高管理責任者に提案する。
- 7 最高管理責任者は、前項に規定する提案に基づき統括管理責任者と合議の上、本調査の要否を決定する。
- 8 最高管理責任者は、本調査の要否の決定について、予備調査対象事案に係る配分機関に報告する。
- 9 第7項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、第1項第1号及び第2号の規定に該当する事案にあつては通報等を受け付けてから、同項第3号の規定を適用する事案にあつては統括管理責任者が当該事案について不正行為の存在の可能性があると判断したときから、30日以内とする。

(予備調査に代わる調査)

第23条 最高管理責任者は、第15条に規定する監査活動の結果又は監査室、学部等若しくは事務部署における調査(本学が設置する委員会による調査を含む。)の結果に基づき、不正行為の存在の可能性が高いと判断した場合は、当該監査活動又は当該調査(以下「監査活動等」という。)を予備調査とみなし、本調査の要否を決定することができる。

- 2 前項に規定する決定の結果を、予備調査に代わる監査活動等の対象となった事案に係る配分機関に報告する。
- 3 第1項に規定する本調査の要否の決定及び前項に規定する配分機関への報告は、最高管理責任者が第1項に規定する予備調査に代わる監査活動等の結果の報告を受けてから30日以内とする。

第8章 本調査

(本調査委員会)

第24条 最高管理責任者は、第22条第7項又は前条第1項の規定により本調査の実施を決定した場合は、速やかに本調査を開始しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施するための委員会(以下「本調査委員会」という。)を置く。
- 3 本調査委員会は、以下の委員をもって構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 統括管理責任者が委嘱する教員 若干名
 - (3) 総務部、財務部、研究推進室の部長から統括管理責任者が委嘱する者 若干名
 - (4) 本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者から統括管理責任者が委嘱する者 若干名
 - (5) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

4 前項に規定する委員は、本学、通報者等及び本調査の対象となった者(以下「本調査対象者」という。)と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 本調査委員会に委員長を置き、第3項第1号に規定する委員をもって充てる。
(本調査の実施)

第25条 本調査委員会は、不正行為の有無、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正に使用した金額等について調査する。

2 本調査委員会は、本調査の実施に当たって、調査方針、調査対象、調査方法等について、本調査の対象となった事案(以下「本調査対象事案」という。)に係る配分機関に報告、協議しなければならない。

3 本調査委員会は、通報者等、本調査対象者その他本調査対象事案の関係者(以下「関係者」という。)に対し、関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他本調査に必要な事項を求めることができる。

(弁明の機会)

第26条 本調査委員会は、不正行為の有無、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用額の認定に当たっては、本調査対象者に対し、書面若しくは口頭又はその双方による弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の有無の認定等)

第27条 本調査委員会は、本調査の結果に基づき、不正行為の有無、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用額の認定及び就業規則に規定する懲戒事由に該当する可能性の有無について審議し、その結果を最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項に規定する報告に基づき、不正行為の有無、その内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用額について認定する。

3 最高管理責任者は、前項に規定する認定の結果を、通報者等及び本調査対象者に対し、文書をもって、通知する。ただし、通報者等に対しては、通報窓口を通じるものとする。

(外部の機関等による調査)

第28条 最高管理責任者は、外部の機関等における信頼すべき調査により、明らかに不正行為の存在が認められる場合は、当該調査を本調査とみなすことができる。

第9章 異議申し立て及び再調査

(異議申し立て)

第29条 本調査対象者及び通報者等は、第27条第2項に規定する認定の結果について、最高管理責任者に対して、異議申し立てをすることができる。

2 異議申し立てに当たっては、本調査対象者及び通報者等は、所定の異議申立書に当該異議申し立ての根拠を示す資料等(以下「異議申立書等」という。)を添えて、最高管理責任者に提出しなければならない。この場合において、通報者等は、通報窓口を通じて、提出する。

3 異議申し立ては、最高管理責任者が第27条第3項に規定する通知をした日から、30日以内に行わなければならない。

4 最高管理責任者は、異議申立書等に不備がないこと及びこれらに記載された事項の内容が不十分ではないことを確認した上で、異議申立書を受理する。

5 前各項に規定するもののほか、異議申し立てに関し必要な事項は、最高管理責任者が決定する。

(再調査)

第30条 最高管理責任者は、前条第4項の規定に基づき、異議申立書等を受理した場合は、速やかに次項に定める再調査を開始しなければならない。

- 2 本調査の結果を検証する調査(以下「再調査」という。)を実施するため、再調査委員会を置く。
- 3 再調査委員会は、最高管理責任者が委嘱する委員若干名で構成する。この場合において、本学、通報者等及び本調査対象者と直接の利害関係を有しない弁護士、公認会計士等の第三者を当該委員会の委員に含めるものとする。
- 4 本調査委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。
- 5 再調査に当たっては、第25条から第27条までの規定を準用する。この場合において、再調査委員会は、必要があると認める場合は、再調査の対象となった事案に係る本調査の結果判明した明白な事実を再調査における証拠として採用し、及び本調査において提出された関係資料を再調査における証拠資料として採用することができる。
- 6 通報者等及び本調査対象者は、再調査に基づく最高管理責任者の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

第10章 報告等

(配分機関への報告)

第31条 最高管理責任者は、本調査対象事案に係る配分機関に対して、本調査(再調査を含む。以下この条において同じ。)の結果を、以下に規定する内容を含めた上で、報告しなければならない。この場合において、当該報告の期限は、第22条第9項又は第23条第3項の報告の起算日から210日以内とする。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

- (1) 本調査対象者その他関係者の処分
 - (2) 不正行為の発生要因
 - (3) 本調査に係る研究者が関与する本調査対象事案に係る研究費以外の研究費の管理及び監査の実施体制の状況
 - (4) 再発防止策等
 - (5) 前各号に規定するもののほか、最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、本調査の途中であっても、不正行為が一部でも確認された場合には速やかに認定し、その認定の結果を、前項の配分機関に報告しなければならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、第1項の配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況を報告し、中間報告を提出しなければならない。
 - 4 前3項に規定するもののほか、第1項の配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、本調査に係る資料を提出し、若しくは閲覧に供し、又は当該配分機関による現地調査を受けなければならない。

(研究費に係る返還命令)

第32条 最高管理責任者は、前条の規定による報告の結果、前条第1項の配分機関から返還命令を受けた不正行為に係る研究費の一部又は全部(以下「返還金」という。)について、必要があると認めるときは、当該返還金を本調査対象者から徴収することができる。この場合において、当該返還金に加えて、当該配分機関から納付を求められた金額がある場合は、当該金額を本調査対象者から併せて徴収することができる。

(措置)

第33条 最高管理責任者は、第29条第1項の異議申立てがなされなかったとき又は第30条に規定する再調査に基づく不正行為の有無の認定をしたときは、本調査対象事案に係る不正行為の有無についての認定の最終結果を実践女子学園理事長（以下「理事長」という。）に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正行為があったと認定した場合は、速やかに是正措置及び再発防止策を講ずる。
- 3 理事長は、不正行為の内容が私的流用である等、悪質性が高いと認められる場合で、必要があると認めるときは、法的措置を講ずる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為があったと認定しなかったときは、必要に応じて通報者等、本調査対象者その他関係者への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

（不正に関与した取引先等への対応）

第34条 理事長は、不正行為があったと認定した場合で、取引先等が当該不正行為に関与していたときは、当該取引先等に対して損害賠償請求を行うとともに、その不正行為の内容に応じ、一定期間本学との取引等を停止する。

- 2 前項の取引等の停止期間については、前項の不正行為に係る配分機関が決定する不正行為を行った研究者に対する研究費の配分停止期間等を勘案して、最高管理責任者が決定する。

（調査結果の公表）

第35条 最高管理責任者は、不正行為があったと認定したときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表する。

- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。

（調査への協力）

第36条 通報者等、本調査対象者その他関係者は、正当な理由がある場合を除き、この規程に規定する調査に誠実に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。学園を退職した後も同様とする。

（研究費の使用の停止）

第37条 最高管理責任者は、必要があると認める場合、本調査対象者に対して、本調査の実施中における、本調査対象事案に係る研究費の使用停止を命ずることができる。

（不利益扱いの禁止）

第38条 第36条に規定する調査に協力した者（以下「調査協力者」という。）は、そのことを理由とした不利益な取扱いを受けない。

- 2 理事長は、調査協力者に対し、調査に協力したことを理由として不利益な取扱い等をした者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分その他適切な措置を講ずる。この場合において、正当な理由なく、調査に関する秘密を漏らした者についても同様とする。

（関連資料の保管）

第39条 内部監査室は、最高管理責任者の指示に基づき、第25条に規定する不正行為に係る調査の記録及び関係資料について、学校法人実践女子学園文書保存規程

の定めにより、適切な保存期間を定めた上で、通報者等の秘密保持に配慮して適切な方法で保管し、保存しなければならない。

(定めのない事項)

第40条 この規程に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

第11章 その他

(事務所管)

第41条 公的研究資金の管理及び監査に関する事務は、総務部、財務及び研究推進室が所管する。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

附 則(平成22年4月14日)

この改正規程は、平成22年4月14日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日改正)

この改正規程は、平成27年3月19日から施行する。

附 則(平成29年3月25日改正)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(2021年5月19日改正)

この改正規程は、2021年5月19日から施行する。

附 則(2021年10月20日改正)

この改正規程は、2021年10月20日から施行する。

附 則(2022年3月16日改正)

この改正規程は、2022年3月16日から施行する。

附 則(2024年3月13日改正)

この改正規程は、2024年4月1日から施行する

附 則(2025年3月19日改正)

この改正規程は、2025年4月1日から施行する。

別表 削除

別表 1

実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究費の管理・監督等責任体制

[別紙参照]